

## 政治活動用事務所の立札等の証票について

以下のことを遵守してください。

○証票と共に渡した申請書の写しを保存し、証票番号と設置場所をきちんと把握すること。

(特に候補者等に交付した証票と、後援団体に配布した証票を取り違えないこと。)

○公職の候補者等又はその後援団体が政治活動のために使用する事務所以外の場所には、掲示しないこと。(建物のない田畑等には掲示することはできません)

○立札等の規格は、縦150cm、横40cmを超えないこと。

○当選挙管理委員会の交付する証票(有効期限内のもの)を貼り付けること。

○以下の場合、当選挙管理委員会に届け出ること。

- ・ 交付申請書に記載した事務所の所在地を変更した場合
- ・ 証票を紛失・廃棄した場合
- ・ 証票を返却する場合

○事務所1ヶ所につき、2枚を超えて掲示しないこと。

○既に別の公職のために、他の選挙管理委員会から証票の交付を受けている場合は、返却後、申請を行うこととなります。どちらか一方の公職を選ばなければなりません。

○記載内容や使用方法が、選挙運動にわたることがないこと、その他公職選挙法及び他法令に違反しないこと。

交付元 香美市選挙管理委員会 〒782-8501香美市土佐山田町宝町1-2-1 TEL 0887-53-3296
---